

第2節 緊急物資の供給

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
○応急給水活動 1 水道施設の被災状況の早期把握と応急給水体制の確立 2 応急給水の種類 (1) 運搬給水 急性期医療機関や指定福祉避難所への運搬給水 (2) 拠点給水 耐震性緊急貯水槽から行う給水 指定避難所に設置された簡易貯水槽から行う給水 (3) 仮設給水 消火栓からの仮設配管による給水 ※仮設給水実施については、被害状況等を勘案して判断する。(臨時対応) 3 住民への広報 ⇒ ①応急給水の実施(給水方法、場所、時間帯等)、 ②復旧の見通し ○食料・生活必需品の供給 1 供給要請の取りまとめ ⇒ 必要量・必要品目 2 災害時の調達 (1) 協定締結業者に供給依頼 (2) 府へ応援要請 (3) 他の市町村、大阪地域センター、日本赤十字社等への応援要請(府へ報告) 3 緊急物資集積場所 ⇒ 市立体育館、市立コミュニティ体育館 4 炊出しの実施 (1) 場 所 ⇒ 各避難所(給食施設)等 (2) 留意点 ⇒ 要配慮者への配慮 5 仕分け・配送要員の確保	公民協働推進室 契約検査室 福祉総務課 経営総務課 お客さまサービス課 水道工務課 浄水課 学校園管理室

第1 計画の方針

市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

なお、市は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、府や物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

第2 実施責任者

被災者への緊急物資の供給は、市長が実施する。

第3 応急給水活動

市は、発災後、被災状況を速やかに把握し、応急給水活動計画に基づき、応急給水を実施する。また、必要に応じて日本水道協会に協力を依頼する。

1 応急給水活動

応急給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 耐震性緊急貯水槽設置場所での給水の実施
- (2) 急性期医療機関や指定福祉避難所への運搬給水や指定避難所での給水の実施
- (3) 仮設給水栓による給水の実施（臨時対応）
- (4) 住民への応急給水活動に関する情報の提供
- (5) アルミ缶備蓄水の配布

2 応急給水拠点

応急給水拠点は、資料編に掲載の指定避難所（市内）とする。

第4 食料の供給

1 調達方法

- (1) 被災者等の食料の供給は、避難所毎の必要量を算定し、フュール和泉や和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター、各小・中学校に備蓄された食料をもって行うものとするが、状況に応じて、協定締結している業者から必要量の食料を調達する。
- (2) 大規模な災害により、災害救助法の適用を受けた場合は、府と連携を図り府の備蓄食料の供給及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領（平成23年12月1日改定）に基づく食料の緊急引渡しを知事に要請する。
- (3) (1)、(2)のほか、必要に応じて、他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請する。この場合は、府にその旨を報告する。

2 供給及び配分の要領

被災者に対する食料供給については、被災者に不安を抱かせないように迅速に実施する。

(1) 炊出し

各避難所の給食施設等において実施する。

市は、各避難所等において炊出しに使用する設備等の現況を把握するとともに、器材等の調達に努める。

(2) 要配慮者への配慮

ア 高齢者、乳幼児に対する炊出しその他による食料の供給は、温かなもの、軟らかなもの、粉ミルクなど配慮したものを供与する。

イ アレルギーの有無を確認のうえ、アレルギー対応食を供与する。

(3) 食料供給時の配慮

食料の供給については、品目、数量等被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。また、食料品の供給にあたっては、衛生面に注意して行う。

(4) 住民等の協力

炊出し及び食料の配給にあたっては、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

3 災害時における食料集積場所

市は、府等から輸送される食料の集積場所を、下記の救援物資集積場所とする。なお、その集積場所開設時は、所在地、経路等について知事に報告する。また、管理責任者を配置し、管理の万全を期する。

救 援 物 資 集 積 場 所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市立市民体育館	府中町四丁目20番3号	0725—45—0525
市立コミュニティ体育館	光明台一丁目44番8号	0725—57—0100

第5 生活必需品等の供給

1 調達方法

- (1) 市は、避難所毎の必要量を算定し、市役所や各防災用倉庫の備蓄物資を配給、貸与するとともに、不足する品目等については、災害の規模に応じて、協定締結している小売販売業者等から必要な生活必需品等を調達する。また、本市のみで必要量が確保できない場合は、府に対し物資の調達の斡旋を依頼するほか、近隣・遠隔地市町村、日本赤十字社大阪府支部等に応援を要請する。なお、近隣・遠隔地市町村、日本赤十字社大阪府支部等に応援を要請した場合は、府に報告する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事に対し府備蓄物資の応急供給を要請し調達を図る。

2 生活必需品等の範囲

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（肌着等）
- (3) 炊事道具（鍋、炊飯用具等）
- (4) 食器（皿、はし等）
- (5) 保育用品（哺乳瓶等）
- (6) 光熱材料（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (7) 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）
- (8) 衛生用品（おむつ、生理用品）

3 供給及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

なお、配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等、被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。

4 救援物資の集積場所

調達した物資又は府等からの救援物資の集積場所は、第4の3に掲げるとおりである。

- | | |
|-----|--|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 2-1 相互応援協定一覧 ○ 2-15 避難場所一覧 ○ 3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準 ○ 3-15 応急給水用資機材一覧 ○ 3-16 耐震性貯水槽（飲料用）設置場所一覧 ○ 3-17 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領 |
|-----|--|